お隣の木の枝が越境してきた!

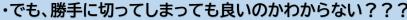
このままだと屋根や外壁が傷ついたり、樋がつまってしまう。

枝葉の越境は**民事の問題**となりますので、**市で切ることはできません。**

お隣同士の問題は、空き家であっても当事者間で問題を解決していただく必要があります。

1 まずは、隣地の所有者に越境した枝葉を切るようにお願いしてみましょう。

所有者が遠くに住んでいたり高齢の場合は、 すぐには切れない場合があります。このような場合 は、自分で切ることを考えてみましょう!







2 越境した枝葉を自ら切る場合は、所有者に同意をもらいましょう。

所有者の土地が共有の場合は、共有者の一人から同意をもらえば切ることができます。

- ・ でも、切るようにお願いしても、なかなか対応してもらえない!
- ・住んでいたおばあちゃんが亡くなって、調べても相続人が誰かわからない?
- ・地震により至急工事する必要があるのに、越境した枝が支障となっている!



3 越境した枝葉は自分で切りましょう。

改正民法が令和5年4月に施行され、<mark>越境された土地の所有者は、</mark>竹木の所有者に枝を切除させる必要があるという原則を維持しつつ、次のいずれかの場合には、<mark>枝を自ら切り取ることができる</mark>こととなりました。(民法233Ⅲ)

- ① 竹木の所有者に越境した枝を切除するよう<mark>催告したが、竹木の所有者が相当の期間内に切除しない</mark>とき ※「相当の期間」は、基本的に2週間程度と考えられます。
- ② 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき
- ③ 急迫の事情があるとき



- Q: 枝葉を切るのに勝手に隣地に入って大丈夫?
- A: 越境した枝葉を切り取ることに必要な範囲で、隣地を使用する ことができます。 (民法209)
- Q: 枝葉の切り取りに必要な費用は請求できる?
- A: 枝葉の越境で土地の所有権を侵害し、本来木の所有者が負う べき切除義務を免れることを踏まえ、基本的に枝葉の切除 費用は木の所有者に請求できるものと考えられます。

(民法703、709)

空き家所有者を調べて連絡したい!

1 法務局で登記簿を調べましょう。

法務局では、誰でも土地や建物の登記簿を調べることができます。 登記の情報には、所有者の住所と氏名が記載されています。

でも、相続登記がされていないので今の所有者がわからない????

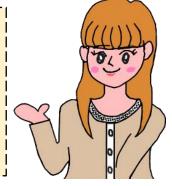


2 登記情報でも所有者がわからない場合の調査方法

十地や建物の登記の情報で現在の所有者がわからない時は、戸籍法や住民基本台帳法 の【自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために、戸籍の記載事項を確認する 必要がある】場合に、住民票の写しや戸籍の附票の写し等の請求ができます。

長野市の市民窓口課(支所)に請求する場合の必要書類

- ①請求者の土地の登記簿等
- ②竹木のある土地の登記簿等又は立木の登記簿等
- ③上記①と②が隣地であることがわかる公図等の写し
- ④越境がわかる写真等



※他の市町村に住民票の写し等を請求する場合の必要書類は、それぞれの市町村窓口までお問い合わせください。

3 所有者がわかったので越境した枝葉を切るように通知したい。

所有者がわかったら、越境した枝葉を切るように通知しましょう。 **自ら切ることを想定**して通知文を作成しましょう。

通知に記載する内容(例)

- ○差出人:空き家に隣接する**土地所有者本人** ○切除したら連絡が欲しいこと
- ○宛名:越境している土地の所有者名
- ○あなたの土地の場所と影響のある部分
- ○越境による明確な影響を具体的に明記
- ○相手にいつまでに切除してほしいのか

(または、切除できないときは連絡が欲しい)

- ○対応しない場合は切除したいこと(切除日時)
- ●文書を送った・送らないを避けるため、配達 証明等を活用しましょう。

注意: 越境で何の実害もないのに、切ってしまうと権利の濫用ということで違法になる可能性が あります。トラブルを回避するためには弁護士に相談することをおすすめします。



長野市建設部建築指導課 空き家対策室(第二庁舎7階)

信都・長野市

ながのご縁を

TEL 026-224-8901 FAX 026-224-5124